

議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

人 事 課 人 事 担 当

議案名

議案第 64 号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

趣旨・目的

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、同職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

概 要

1 フルタイム会計年度任用職員

- (1) 給料：常勤職員の行政職給料表 1 級を使用する。
- (2) 手当：常勤職員に準じて、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当を支給する。
- (3) 期末手当：任期の定めが 6 月以上の職員であって、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職するものに対して、給料の月額及び地域手当の月額の合計額に 100 分の 72.5(年間 1.45 月)を乗じて得た額を期末手当として支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員

- (1) 給料に相当する報酬：フルタイム会計年度任用職員に準じ、当該職員の勤務時間に応じて報酬を支給する(月額、日額、時間額)。
- (2) 手当に相当する報酬：地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を報酬として支給する。
- (3) 期末手当：フルタイム会計年度任用職員に準じて支給する。
- (4) 通勤に要する費用及び公務のための旅費に係る費用を弁償する。

(施行期日：令和 2 年 4 月 1 日)

背景・経過

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が、平成 29 年 5 月 17 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日より施行されます。

(改正内容)

1 地方公務員法の一部改正

多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加していま

すが、自治体により任用の扱いが様々であることから、以下の点について改正が行われました。

- (1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化
- (2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

2 地方自治法の一部改正

地方自治体の非常勤職員には期末手当が支給できないため、地方公務員法の改正による適正な任用の確保に伴い、期末手当の給付に関する規定が整備されました。